

## 議会改革に関する検討調査部会（第10回） 記録

日 時	平成22年5月12日（水） 午前10時02分～午前11時31分	
場 所	杉並区役所中棟4階 第2委員会室	
出席委員 （11名）	部 会 長 河野 庄次郎 委 員 けしば 誠一 委 員 中村 康弘 委 員 原田 あきら 委 員 大槻 城一 委 員 斉藤 常男	副部会長 横山 えみ 委 員 岩田 いくま 委 員 藤本 なおや 委 員 安斉 あきら 委 員 河津 利恵子
欠席委員 （2名）	委 員 松浦 芳子	委 員 小倉 順子
委員外出席	（なし）	
事務局職員	事 務 局 次 長 佐野 宗昭 議会法務担当係長 杉原 正朗 議 事 係 主 査 小坂 英樹	事務局次長代理 高橋 正美 議 事 係 長 依田 三男
議 題	1 前回記録について 2 部会アンケート集計結果について 3 行政視察に関する検討調査のまとめ（案）について 4 次回の開催予定について	
発言要旨	別紙のとおり	

## 議会改革に関する検討調査部会（第10回）発言要旨

発言者	発言内容
部会長	開会する。 <span style="float: right;">（午前10時02分）</span> 《第9回記録について》
部会長	第9回記録については、配付いたした内容でよろしいか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
部会長	それでは、本日以降、公開とする。 《部会アンケート集計結果について》
部会長	アンケート結果について説明願う。
議事係主査	<p>本日の資料として、まず行政視察に関する検討調査のまとめを案としてご配付した。これまで検討いただいた行政視察についての部会での議論をもとに、協議結果をまとめている。協議結果の一覧を資料としておつけしている、</p> <p>次に、議会基本条例制定自治体一覧について、前回から1自治体が追加され、106自治体である。</p> <p>次に、席上配付資料として、議会改革度に関する雑誌の調査結果をご配付した。トップは京丹後市であるが、京丹後が取り組んでいるものとして、一問一答、反問権、委員会レベルでの自由討議の導入。一般質問を予定している議員の質問項目について、新聞折り込みで全戸配布を実施している。2位以下は、記載のとおり。</p> <p>なお、人口別の上位10団体がその後掲載されており、人口50万以上としては、23区中、江戸川区第9位、板橋区が第10位。総合順位としては、江戸川区は134位、板橋区は142位だが、電話でお聞きしたところ、何ゆえそういった順位になっているのかははっきりとはわからないというご回答だった。</p> <p>ちなみに、杉並区議会の順位をあわせて問い合わせしたところ、全体で215位ということであったが、何ゆえそういった順位になったのかというのは、調査元独自の計算方法があるとのことで、詳細については聞いていない。</p> <p>続いて、検討調査部会アンケート集計結果についてご説明する。まず集計結果の表記について、回答は、事前にAからDの4択でご記入をお願いしたが、ある会派から、 、×、 の3段階で回答したいとお話があり、集計上は、AからD欄の下段に 、×、 の欄を改めて設けている。</p> <p>次に、集計結果の記号右側の数字は回答会派数であり、「A6」という表記は、Aと回答した会派が6会派あるとの意味である。</p> <p>各会派から1つのアンケート項目に対して原則としては1つの回答をいただいたが、2つの回答が可能な場合については、それぞれの記号欄でそれぞれ集計をしている。例えば「平日夜間、土日議会」について、平日夜間はAだが、土日議会についてはBという場合には、それぞれの欄で集計をしているという扱いである。</p> <p>全体として、アンケート回答の提出は11の会派からあった。なお、会派によっては、AからDでの回答が難しいため、自由記入欄のみ回答があったところや、逆に自由記入欄はなくても、AからDの記号でお答えいただいたところもある。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>アンケートの回答内容としては、それぞれの項目について、基本条例に盛り込んだらどうかといったような肯定的な回答が多かったと受けとめているが、項目によっては、慎重な姿勢の回答もあった。</p> <p>項目ごとに見ていくと、情報公開 / 説明責任、あるいは委員会等の原則公開については、肯定的なご意見が多かった。特に情報公開 / 説明責任、委員会等の原則公開について、A 6 ということで、6 つの会派が A 評価の回答をいただいている。その他、「現行でいいのでは」といった回答もあった。</p> <p>参考人 / 公聴会の活用については、7 つの会派が A 評価で、B 評価も 2 つの会派、印が 1 つということで、おおむね全般的に、これについては積極的な意見が多かった。</p> <p>請願 / 陳情の位置づけについても、6 つの会派が A 評価であったが、関連で、陳情 / 請願提出者の意見を聴く機会についても、これと同様に、A が 6 会派であった。</p> <p>団体、NPO 等との意見交換の多様な場については、6 つの会派が A で回答している。</p> <p>議案に対する議員別賛否の公表についても、A が 6 会派、B が 3 会派、印が 1 会派で、おおむね積極的なご意見が多かった。</p> <p>議会モニターの設置あるいは議会報告会、議会による住民投票、議会サポーターの募集、傍聴者の意見を聞く機会の設定については、区民の直接的な議会への参加が含まれるが、これについては賛否両論、肯定あるいは消極的といった両方の考え方があった。</p> <p>の資料の住民への事前提供については、肯定的な A 評価が 6 会派、B 評価が 1 会派であるが、C 評価が 2 会派、×が 1 会派でやや評価が割れている。</p> <p>広報・広聴会議の設置については、A 評価が 5 会派である。</p> <p>長選出過程の透明化については、A 評価が 6 会派、B 評価が 1 会派である。ただ、C 評価も 2 会派あった。</p> <p>議員活動の評価については、非常に消極的な意見が多かった。B 評価が 1 会派あるが、そのほか、C 評価が 2 会派、D 評価が 5 会派、×が 1 会派。</p> <p>平日夜間、土日議会についても評価が分かれており、A 評価が 4 会派あった反面、D 評価が 2 会派、C が 2 会派、印が 1 会派だった。</p> <p>議会白書についても、どちらかといえば慎重な考え方が目立つ。</p> <p>分野 2 の行政との関係では、一問一答については肯定的な回答が多かった反面、答弁書の事前提出、反問権、文書質問について、消極的あるいは疑問視するご意見が目立った。</p> <p>行政に対する要請内容の文書記録化についても、消極的なご意見が目立った。</p> <p>政策等形成過程の説明については、A 評価が 5 会派と積極的なご意見が多かった反面、D 評価も 1 会派あった。</p> <p>地方自治法 96 条 2 項に基づく議決事項の追加については、肯定的な評価が多く、A 評価が 7 会派、B 評価が 1 会派、C 評価が 1 会派、印が 1 会派。</p> <p>諮問機関・審議会への委員就任の廃止については、A 評価が 5 会派、D 評価が 3 会派で評価が分かれている。</p> <p>分野 3 の議会の機能強化との関係では、自由討議 / 議員間討議については、A 評価が 6 会派、B 評価が 1 会派、C 評価が 2 会派、印が 1 会派で、肯定的な回答が多かった。</p> <p>政策検討会 / 政策討論会については、評価が分かれている。</p> <p>議会改革推進会議の設置については、肯定的な回答が多かった反面、議会改革推進会議</p>
--------------	---

への議員以外の参画については、D評価が2会派、×が1会派で、慎重なご回答が多かった。

他自治体議会との交流・連携の推進と調査機関の設置については、A評価、B評価がそれぞれ4会派、2会派という反面、D評価も2会派あり、積極的な考え方と消極的な考え方が両方あった。

議会広報の充実について、A評価が7会派、B評価が2会派、印が1会派で、積極的なご意見が多かった。

委員外議員の制限規定撤廃については、A評価が3会派あった反面、D評価が3会派、×が1会派あり、慎重な意見が多かった。

議会予算については、A評価が6会派、B評価が2会派、 が1会派で、積極的なご意見が多かった。

通年議会については、A評価が2会派、B評価が4会派だが、その反面、D評価が2会派で、評価が分かれた。

各会派の自由意見については、1番目の会派は、条例を策定することは有益であると考えている、ただ、中身が伴う実効性のあるものでなければならないことと、もう1つは、議会基本条例については、全会一致で採決したいというご意見である。

2番目の会派については、議会改革は非常に必要な改革であり、着実に推進すべき重要な課題であると考えている。議会基本条例については、直ちに議会基本条例の制定を目指すのではなく、当面は議会改革を進めるための仕組みづくりの構築を行うべきであるとしております。

3番目の会派は、自治基本条例との整合性を図りながら、3つの視点があるので、その3つの視点から考えていくべきであるとし、情報公開を進めることと、区民との対話をより深めて、その区民の意見を施策に反映すること、区民の請願・陳情を第3の政策提言として受けとめて施策に生かすこと、議員間の自由闊達な議論が必要であるとしている。以上の3点を基本にして、地方議会の新たなルールを議会基本条例として立ち上げる必要があるというご意見だった。

次の会派は、これまでではどちらかといえば区民に閉ざされた議会が実質的にあったので、開かれた議会へと転換する必要があるとし、改革を進めることについて賛同はするが、議会基本条例については、全議員がしっかりと関心を持ち、全体的な議論を行い、条例制定を図るべきで、条例制定に向けて、全議員がしっかりと意見を述べられるような体制づくりが必要だとの意見である。

次の会派については、区民と区議会議員との接点が小さくなってきている、この接点をどのように大きくしていくかが重要な課題となっている現状がある。各議員がより区民の声を聞いて、それを議会に届け、結果をしっかりと周知するという当たり前の活動が求められている。そういう観点から議会改革は行われるべきであるとし、議会基本条例については、特にここではご意見としては触れていない。

次の会派は、議会改革に関する問題意識について触れ、議会を本来の会議の場に戻さなければならないということと、議会として区民や行政とどう向き合っていくのかということとをしっかりと考えていく必要があるとしている。議会基本条例については、議会運営のルールはしっかりと明文化、体系化して、慣例で行われているものも含めて体系化してい

	<p>く必要がある。かつ、変更するような場合には、その過程を見えるようにしておくことが必要であるというご意見だった。</p> <p>次の会派は、それぞれ個別項目、特別委員会あるいは議員定数、議員報酬のあり方、宿泊を伴わない委員会視察の報告について、幹事長会のあり方についてご意見をいただいているが、議会基本条例については、制定によって議会がどのように変わるのか、明確に示していくことが重要と考えるとしている。議会基本条例ありきではなくて、個々の改善をいかに具体化していくかということこそ重要であると考えたとのご意見である。</p> <p>最後の会派は、だれのための議会であり、何のための基本条例なのかということで内容が変わってくるので、住民のための議会であり、住民に開かれた議会の基本条例であれば賛成であるということと、議会に対する区民の意見を聞く機会を何度も設けるべきで、それを受けて条例の素案の形成を図ることが必要であるとのご意見であった。</p> <p>以上が、アンケートの集計結果である。</p>
部 会 長	<p>分野別にこのような集計結果が出たが、部会として、分野別にもう少し議論をしていただきたい。</p> <p>分野1に関して、1ページから5ページまで、特に の議会モニター、 の議会サポーターの募集、その次の の傍聴者の意見を聞く機会の設定、 の議員活動の評価、 の議会白書、これらについては、意見として二分されている部分があるので、質疑を深めたいと思う。きょうの皆の質疑を受けた上で、報告書にまとめていきたい。</p>
A 委 員	<p>やってみないとわからない部分もある。こういう課題を、条例をつくる前にやってみたらいいのではないかと思う。ともかく一たん区民の意見を聞く機会を早急に、素案をつくる前に設けるべきだということを常々主張している。やってみないとわからない。</p>
部 会 長	<p>特に今回は議会の中の各会派の意見ということでアンケートをとったが、実際にこれを次回の25日に、ある程度集約した形で、ランクづけではなくて、大体こうした意見が多かった、あるいは中にはこういう意見もあったという表現を用いて概略を示す報告書を考えている。分野別に出された意見の中で、意見が分かれた部分についてご意見があれば、報告書の中にそれも反映していきたい。</p>
B 委 員	<p>基礎資料として、それぞれの会派の意見や、全体的な傾向がある程度わかるので、アンケートをとったことは非常によかったと思う。</p> <p>必ずしも意見が二分されているものでなく、傾向はこちらのほうが多いが、幾つかの会派が余りこの項目については積極的でないというものについては、お互いに話をする中で、どちらかというとなら積極的でない理由さえクリアできれば、比較的全会一致に近い状態に持っていけるものもあるのではないかと思う。</p> <p>具体的な例で言えば、 でDは我が会派だけになっているが、あえてこう書いたのは、必ずしもすべてが政策提案じゃないという思いがあるためである。これを「政策提案等」とすればAでいいと思っている。比較的多くの人々が合意できるような形に、それぞれの項目がどうすれば持っていけるのか等を考える基礎資料としては、総括的な言い方になるが、非常によかったのではないかと考えている。</p>
C 委 員	<p>私も、正副部会長のご努力によって問題意識が深まってきたと感じている。アンケートでそれぞれの思うところが出てきて、今後の方向性が見えてきたのではないかと。</p> <p>私は、第1段階、第2段階、第3段階に分けて考えている。第1段階では議会基本条例</p>

<p>部会長</p> <p>議事係主査</p>	<p>の基本的な骨格に関するものは外さないで、きちっと固めていく。議論が出る問題については、第2段階で議論を深めていく、あるいは、A委員から提案があったように、実施してみてその結果を検証しながらやっていくというステップを踏んでいったほうが、よりいい形でまとまっていくのではないか。その理由としては、必要性については全員が一致していることである。公開度ナンバーワンを追求して、我々もよりいいものをつくっていくという思いである。</p> <p>3月に勉強会を行った際、部会員でない議員から、ある区の状況についての質問があった。これについては、事務局から問い合わせをしていただいたので、説明を。</p> <p>23区に限って言えば、恐らく議会基本条例制定の進捗としては、ある区が一番進んでいるかと思われる。昨年の6月に議会運営委員会のもとに小委員会を設置して検討してきた。今後の件はあくまで予定という前提でお話させていただきたいということだったが、ことしの7月ごろをめどに素案を公表する予定である。素案公表の前後で、学識経験者をお呼びして、シンポジウム形式で講演会を開く。ただ、全体としてのいわゆる議会報告会をその前後に開くかという議論もあるようだが、これについては会派ごとに温度差があり、お聞きした時点ではまだ固まっていないということだった。素案を公表した後、目途としては、ことし12月の制定を目指しているとのことである。ただ、あくまで予定ということだった。</p> <p>中身についてお聞きしたところ、自治法96条2項の議決権の拡大については、ほぼ議会内での各会派の合意はとれたとのことである。議会報告会、一問一答の方式、反問権等については、まだ議会の中で会派ごとに議論中であり、方向としては、盛り込むのは少し難しいかもしれないというのが事務局の見解であった。</p> <p>議員間討議についても賛否両論あり、あえて規定しなくても、現行でもやれるのではという意見が今のところ大勢を占めており、条例をつくるにしても、そこに自由討議について規定するかどうかは、今の時点では、消極的ということであった。</p> <p>請願・陳情の位置づけについては、区民の意見を聞く機会としては、やはり条文上保障しておいたほうがよいのではないかと方向で議論が進んでいるとのことである。</p> <p>現在は、事務局がこれまでの議論をもとにある程度の案をつくって、それをもとに素案の作成を目指している段階だとのことである。</p> <p>先ほど雑誌記事でご紹介した区は、今現在、条例についての議論はないとのことであった。</p>
<p>部会長</p>	<p>23区の中での動きについて説明があったが、C委員、A委員が言われたように、杉並は議会を中心にこれらについての研究を進め、その過程の中で学識経験者、それからパブコメ、一般住民からの意見を聞く、それらを通じて、条例の必要性を判断し、必要であればその時点で条例化していく。やはり杉並区独自の方法で進めたほうがいいという思いを強くしている。</p> <p>次に分野2の行政との関係についても、の答弁書の事前提出、の諮問機関・審議会への委員就任の廃止について意見が分かれている。行政との関係について、特にの自治法96条2項に基づく議決事項の追加について、全会派がその方向で賛意を示しているということがここで表現されていると思うが、の答弁書の事前提出以外は各会派が同じ姿勢での意見が多かったのではないかと思う。</p> <p>ご意見等があれば。</p>

D 委員	特にないので、まとめていただいでよいのではないかと。
部会長	特に 自治法96条2項に基づく議決事項については、全国で初めてこの条例をつくった栗山町の条例を見ると、大変精密で具体的に書かれている。この必要性は感じていても、どこまでを議決事項の追加として入れるかという議論も、いろいろ深めれば深めるほど意見が蓄積されてくる。
E 委員	特にないが、CとBのニュアンスで、なかなかCとBの区別は難しいところで、我々もこれをつけるときに大変苦労したが、皆ご承知のとおり、Cだからといって反対しているわけでもなく、96条に関しては、Cは我々だが、我々も当然ながら反対している意味ではなく、むしろ積極的に考えていくべきだが、今部会長がおっしゃったとおり、内容ややり方等によっては形骸化してしまう可能性もあるので、その辺に関してはよくよく慎重に検討した上で今後議論していくべきではないかという意味で記入させていただいたものもあるので、了解いただきたい。
F 委員	我が会派は、積極的にやるべきという意見を提出させていただいたので、基本条例の中に入れるべきものと考えているが、条例のほかの部分とのバランスもあるので、その辺はよくよく考えていかなくてはいけないと思っている。
C 委員	この項目で一番懸念されるのが行政側の抵抗である。議会側は、権限拡大ということと議会権能の強化という点から拡大の方向にある。全国的に見ると、重要な計画事項は議会に報告、承認させようというのが1つの流れであり、またあり方になってきている。したがって、その点を踏まえて、行政が議会に対してどういう出方をしてくるかということも念頭に置いて議論し、議会の権能を強化していく立場をとったほうが良いと思う。どこでも全国的に抵抗が強いと聞いている。
部会長	以前C委員から、自治基本条例のあるところは議会基本条例を制定しないところが多いという指摘があった。
C 委員	追いつかないのではないかと。やらないということではないと思われる。
部会長	分野2の行政との関係については、それぞれの会派から出された意見を集約した形で報告書に記載するが、よろしいか。
	〔「はい」と呼ぶ者あり〕
部会長	最後に、分野3の議会の機能強化について特に意見が分かれたのは、 の政策検討会 / 政策討論会、 の附属機関の設置、 の委員会による出前講座、 の委員外議員の制限規定撤廃であった。これらについてご意見等があれば。
G 委員	調査機関と附属機関は、具体のものによって変わってくる。これらは今後も議論していく必要があると思う。
部会長	法律上、調査機関と附属機関はどのように位置付けられるか。
事務局次長	自治法上、調査機関は規定されている。附属機関については見解が分かれるが、三重県は条例で設置している。
部会長	特にご意見がなければ、これらについても集約した形で報告書の中にまとめていきたい。最後に自由意見として、全会派から意見をいただいた。総合的に判断すれば、議会基本条例の必要性は感じているが、即これを条例として形づくっていくということについては時間が欲しい。学識経験者なりパブコメ等を通じて区民あるいは学識経験者の意見をとりえながら、また議会として検討していけばいいのではないかとという点ではある程度一致し

ていると思うが、これらの自由意見を参考にしながら、また報告書にもまとめの部分において意見を集約していきたい。それでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《行政視察に関する検討調査のまとめ（案）について》

部 会 長  
事務局次長

続いて、行政視察に関する検討調査のまとめ（案）について説明を。

これまでの部会での議論をまとめ、今回報告書形式でご用意した。資料として最終ページに添付した協議結果一覧に沿ってご説明する。

行政視察の根拠は、地方自治法第109条と杉並区議会会議規則第60条である。

視察決定手続については、当部会での協議結果としては、委員会開会中に決定していく取り扱いに変えていく。

時期についての協議結果としては、一律ではなく、特に10月の時期にこだわる必要はなく、必要に応じて、委員会決定をして行う。

回数についての協議結果としては、必要に応じて0回から複数回、日帰りまたは1泊2日という行程で、委員会ごとに決定していく。

人数についての協議結果としては、委員全員または一部で、委員会の必要に応じて全員または一部の委員で調査団を組んで行くことも可能である。ただ、委員の一部による視察については、会派の一部に異論があった点も報告の中では触れている。

準備の関係については、現行どおり、相手先事務局への問い合わせ等は事務局の書記が担当する。旅費の請求手続につきましても同様である。

移動についての協議結果としては、必要に応じて旅行業者を活用できるところは活用する。

同行者は、それぞれ必要があると判断した場合には同行を認めてよい。

随行者については現行どおり2名。

最も議論になったの3日目の位置づけである。現行は自由視察とし、それぞれの委員の判断で自由に視察をしていただいているが、協議結果によれば、当該委員会の所管事項に関する自由視察として位置づけ、委員全員による視察と、委員各自による視察のいずれとするかは、視察目的等とあわせて当該委員会で決定していくこととする。

その場合の3日目については、2日目の視察都市内での視察を原則とするが、他都市を視察する場合、委員会決定、議長の派遣承認も含めて、所定の手続を行った上であれば、委員派遣として視察は可能である。

委員会で認められていない視察、当該委員会の所管外の事項に関する視察、あるいは所管事項であっても委員会決定を経していないような視察については、視察先への移動交通費や帰路の交通費等については、当該視察の旅費として支給することはできないので、それぞれの議員で政務調査費等から支出していただくことになる。したがって、既に支給されている3日目の帰路交通費については、返還する手続をとっていただくことになる。

1日目と2日目の視察と同様、3日目についても、視察委員が報告書を作成し、委員会視察報告書として一括して議長に提出、報告することになる。私費による視察や政務調査費による視察の場合は、委員会報告としては対象外となり、政務調査費による場合には、収支報告として政務調査費の手続の中で報告していただくことになる。

以上である。

議事係主査	<p>前回、3日目の位置付けとの関連で2点ご質問があった。まず3日目の視察地から、例えば、ご親戚に会いに行かれ、その経路で災害に遭われた場合について、その後、事務局から、議員を含めた非常勤職員の公務災害の補償の事務取り扱い特別区人事・厚生事務組合に問い合わせたところ、あくまで一般論として回答があり、出張先で恣意的に私的な行為に及んだ場合には認められない可能性が高いとのことであった。したがって、例えば親戚の方に会いに行かれる途上で災害に遭った、あるいは行かれた先で災害に遭われた場合も、一般的には公務災害としては認められない可能性が高いということになる。ただ、偶然お会いした等、恣意的と言えない場合には認められる可能性が高いのではないかとのことである。</p> <p>なお、特別区の非常勤職員の公務災害等の認定実績としては、議員に限れば、平成5年から平成20年までの間、23区全体で、平成11年度が議員については2件、平成17年度に1件であり、約16年間で合計3件ほどであった。内訳としては、出張先で何かあったケースではなく、通勤の経路で災害に遭われたケースである。</p> <p>次に、政務調査費との関係について質問があったが、書籍「政務調査費ハンドブック」に、政務調査費の具体的な使途に関して、「議員が、自治法100条13項に基づく議員派遣や委員派遣による公務視察の間に政務調査活動を行い、その経費を政務調査費から支出することも想定されるが、公務活動と政務調査活動が重複することによる経費の区分に問題が生じることが考えられるため、明確に区分できない限り、支出をすることは実務上困難であると解する」との記載があった。</p> <p>したがって、私費で行かれる、あるいは政務調査費として支出して行かれる先までの交通費と、そこからの帰路の旅費すべてについては、事前に議長の承認を得た公務活動である委員会の視察での支出とは明確に区分が可能であるので、書籍に記載があるように、そこから先は政務調査費で負担して視察をしていただくという解釈になると思われる。部会でご議論をいただいた中身で政務調査費との整合性もとれるという意味で、ご紹介をさせていただいた。</p>
H 委員	<p>この視察のまとめの表現で気になったのは、3日目の政務調査費の使い方である。今までは、自由視察で行ってそこからどこかに行って帰ってくるというのも、その視察先からの旅費が全部出ていたということだった。それを改善していこうという議論だったと思うが、この書き方だと、3日目は、そこからどこかに行って帰ってくるのは政務調査費だったらオーケーということになってしまい、公費で出ていたものが政務調査費にかわるだけという感がぬぐえない。区民感情として余り理解を得がたいと私は思う。</p> <p>したがって、原則としては、視察先からどこかに行くということは、私はよほどのことでない限り慎んだほうがいいのではないかとこのことを指摘しておきたい。また、部会長からも、政務調査費だったらそこからどこかに行ってもいいとは報告していただきたくないと思う。</p>
部 会 長	<p>3日目について、公務ではなく、いわゆる政務調査費を活用して視察を自由にするこ      に対しては、本来あるべきではないとの指摘があった。</p>
D 委員	<p>どこで線引きするかのことであって、どうしてもここまで来たからこの行政視察も      したいという理由がはっきりとしていけば、目的が明確であれば、ここまでは税金で、こ      からは政務調査費で、しかし実はこれも税金だという見方はされないと思う。ただ、今ま</p>

	<p>で中身が明確でなかったという点が、使われ方と同時にやはり問題ではないかということで、今後改善していこうということだと思ふ。委員長初め、がんじがらめになってしまう、基準に合わせなければならぬということもおかしくはないという気がする。</p> <p>3日目までは委員長の仕切りの中で、委員会としてこうした方向で行くということを委員会の中で決めて、ただ、自分は、3日目はせっかくだからここまで行政視察をしたいという意思があって、そして目的が明確であれば、それは絶対に認めないというほどのことでもないと思ふ。</p>
F 委員	<p>いろいろと今までの議論があった。結局この協議結果に落ちついたので、それ以上蒸し返す必要はないと思ふ。</p>
H 委員	<p>私が言いたいのは、結局、政務調査費だったら、今までは自由だった。旅費は、これまでの取扱いでは、場合によっては区民感情にたえないと私は思ふ。</p> <p>ただ、表現として、政務調査費を使えばある程度自由がきくということになると、よくない。今後、3日目に政務調査費を使って行く人が格段に増えてしまうようなことがないように、そこまで容認したものではないということを確認したほうがよいのではないか。</p>
E 委員	<p>あくまでもこの報告書は行政視察に関するもので、政務調査費の使途云々に関する内容ではないと思ふ。当然、政務調査費は、調査研究のための視察は認められているわけであって、そういったことをする前提でこの報告書が書かれているので、あくまでも行政視察を基本的な考え方のスタンスにとって、その上で、行政視察の公務以外の部分で政務調査のための視察に行く場合には、当然ながら政務調査費を使って、公費とは別の枠でやってくださいということを明記しているだけなので、そこまで広げていくことに関してはどうなのかと思ふ。</p>
B 委員	<p>今話題になっていることに関して言えば、E委員が発言されたとおりと思ふ。</p> <p>文章上の整合性として、3日目の位置づけを協議の結果こういった形で記すとすると、回数部分、「必要に応じ0回～複数回(日帰り又は1泊2日)」となっているが、「日帰りから2泊3日」という表記にしないでいいのかが1点。</p> <p>2点目として、同行者について、資料の協議結果では「必要があると判断した場合に同行」となっているが、本文では、協議結果は「同行者は現行どおり必要であるとの結論に全員一致した。」との表現になっているので、資料と本文との整合性を図る必要があるのではないか。</p>
A 委員	<p>日帰りか2泊3日のどちらかではなく、1泊2日もあり得るので、「又は」ではなくて、「日帰りから」としてよいのでは。</p>
部会長	<p>ご指摘のあった点はそのように訂正させていただく。</p> <p>同行する所管部長について「必要があると判断した場合」とは、委員会が必要とした場合、あるいはまた所管部長が自分も行つて勉強したいという申出がある場合のいずれになるのか。</p>
事務局次長	<p>最終的には委員会の判断になる。所管部長の希望もあると思ふので、委員会が所管部長の希望を聞いて、その結果、委員会として判断するということになる。</p>
部会長	<p>協議結果として、「同行者は現行どおり必要であるとの結論に全員一致した。」ということであれば、資料も統一して表記することとする。</p>
I 委員	<p>3日目は今まで特に視察報告は書かないで終わっていたが、今後は3日目に視察をした</p>

	<p>場合は、視察報告書を出すことになるが、例えばそのまま朝帰られた方は報告書は不要ということになるのか。</p>
事務局次長	<p>2日目に視察が長引き、自宅に帰るのが午後10時以降になる場合には、2日目の宿泊を認めるのが職員の旅費の取り扱いである。それに準じれば、2日目に宿泊後、翌朝帰京するので、その場合は3日目の視察はなく、報告書は必要がない。</p> <p>ただ、2日目の視察が早く終わり、10時前に帰宅できるが、3日目に視察をするため2日目も宿泊する場合には、3日目の視察については視察の報告が必要になる。</p>
部会長	<p>今までの視察の中では10時という考え方は全くなかった。</p>
事務局次長	<p>現実的にはそうした対応をとっていた。特に飛行機などを利用した場合には、帰途も当然飛行機が前提になるので、飛行機を使えば、空港への往復等も含めて5時間、6時間かかるのが普通である。</p>
部会長	<p>ここに規定していることで余りがんじがらめにするのもどうかとは思ふ。今までよりは3日目の自由視察がある程度制約され、明確化される部分があるので、ある程度区民に対しても説明がつくのではないかと思う。</p>
H委員	<p>私もそう思う。ただ、せっかくその地に視察に行ったのだから、3日目は政務調査費で別の地に行くのではなく、基本的にはその地を視察したほうが勉強になるというのが、これまでの経験からは言える。</p>
部会長	<p>それは個人個人の受けとめ方で異なってくる。ほかの都市にも行きたいという各委員の希望もあるだろうし、それはそれで今後は把握されることになるので、余りぎちぎちに決めるよりも、ある程度余裕を持たせておいたほうがいいと思う。</p>
C委員	<p>実体論から議論する必要がある。区民からも、視察は調査活動にあたらぬのではないかという指摘がある。今後は、3日目に個人的に視察する場合でも、委員会の決定を経てすることになる。従来の自由放任型から、今後は、性格、内容、手続も変わり、調査の必要性、理由がはっきりしてくるので、政務調査費は使えるということをきちんとしておかないと、ますます政務調査費の使い方が狭く限定されてしまい、実体論として議員活動ができなくなる恐れもある。きちんと報告書を上げてもらえば、何ら区民に批判されることはないし、説明責任を果たすことになると思う。</p>
部会長	<p>報告書には政務調査費についても触れており、これらをそれぞれ良識を持って解釈してやっていただければいいのではないか。</p>
事務局次長	<p>政務調査費については政務調査費の制度の中で、いろいろな使途基準を定めているので、その基準にはきちんとのっとっていただくことになるが、議員の判断で、必要があれば、政務調査費でさらに調査を追加して行うことは可能と考えている。</p>
部会長	<p>特に現在は、良識ある区民に対して説明できるように、行政視察を含め、政務調査費のあり方も議会としてもきちんと議論していかなくてはならない段階に来ていると思う。</p> <p>行政視察については、以上の形で報告書に盛らせていただきたいと思うが、よろしいか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
部会長	<p>次回は最終的な報告書の原案を用意し、部会の了解を得られれば、報告書を提出したいと考えている。</p> <p>〔次回日程調整〕</p>
部会長	<p>閉会する。<span style="float: right;">(午前11時31分 閉会)</span></p>

